

にいがたし

新潟市

障がいのある人もない人も ともいじょうれい と共に生きるまちづくり条例

へいせい ねん がつ にちしこう
平成 28 年 4 月 1 日施行



すべての市民が、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、話し合いにより
互いの立場を理解することで、誰もが安心して暮らせる新潟市づくりを進めます。



障がいのある人もない人も ともに生きるまちづくり条例

条例の目指す社会

障がいのある人もない人も、新潟市に住んでいる誰もが生き生きと安心して暮らせる共に生きる社会（共生社会）の実現を目指します。

条例の目的

- 障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるための取り組みを進めることにより、障がいのある人の人格や人権が尊重され、社会的障壁のない共に生きる社会を実現すること

条例の基本理念

- 全ての市民が障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、話し合いにより相互の立場を理解すること

市の責務

- 差別を解消するとともに、条例の目指すべき社会を実現するための取り組みを推進すること

市民・事業者の役割

- 障がいのある人に対する差別を解消する取組みを市と一体となって行うよう努めること
- 障がいのある人との交流を深めるよう努めること



この条例でいう障がいのある人とは

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病を原因とする障がいなど心身の機能に障がいがある人であって、障がい及び社会的障壁（5ページ参照）により継続的に日常生活等に相当な制限を受けている人をいいます（※障害者手帳を持つ人だけに限りません）



しょう

り ゆう

さ べつ きん し

障がいを理由とした差別の禁止



この条例では、市・事業者に対して、障がいを理由とした差別（不利益な取り扱い・合理的配慮の不提供）を法的義務で禁止しています。実際に差別が起きてしまった場合、差別を受けた方と差別を行った方の双方の話し合いにより解決を図ります。

※一般私人に関するることを条例で規定することは不適切です。そのため、一般私人の関係（障がいのある人とその家族、障がいのある人とその近所の人など）における差別はこの条例でいう差別には含めていません。

どういった行為が差別にあたるのかを明確にするため、条例では日常生活に関する深い①～⑨の分野において、個別具体的な規定を設け例示しています。

- ①福祉サービス ②医療 ③商品販売・サービス提供 ④雇用 ⑤教育
- ⑥建物・公共交通 ⑦不動産 ⑧情報提供 ⑨意思表示



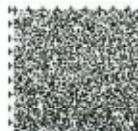
この条例でいう事業者は

市内で事業活動を行う全ての者をいいます。目的の営利・非営利・個人・法人の別を問いません（個人事業者や対価を得ない無報酬の事業を行う者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人を含む）



市民の理解の促進

この条例では、障がいのある人の生きづらさや差別感の解消を図るために、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深める取組み（周知啓発・研修の実施など）を行うこととしています。また、差別解消に向けた協議・提案を行う条例推進会議を設置します。



しょう

り ゆう

こんなことが障がいを理由とい

**不利益な
取り扱いって？**

正当な理由がないのに、障がいがあるということで、障がいのある人を区別・排除・制限すること、障がいのない人に對しては付けない条件を付けること（障がいのない人と異なる取り扱いをすること）をいいます。

正当な理由がある場合

正当な理由があって、障がいのある人とない人で異なる対応をした場合は、条例の差別にはあたりません。ただし、正当な理由は、安全の確保、財産の保全、事務や事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止など個別の場面や状況に応じて総合的に判断する必要があります。

また、正当な理由があると判断した場合はその理由を説明し、理解を得るよう努めなければなりません。



不利益な取り扱いの例

例1



正当な理由がないのに「車椅子を使っているから」という理由でレストランなどの入店を断ること。

例2



正当な理由がないのに「障がいがあるから」という理由で、アパートの契約を断ること。

例3

身体障害者補助犬法に基づく盲導犬、聴導犬、介助犬の帶同を理由として、バスやタクシーの利用を拒否すること。



さべつ

た差別にあたります



合理的配慮
の不提供って？

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、または意思の表明がなくても何らかの配慮が必要なことが分かった場合などにおいて、「社会的障壁（5ページ参照）」を取り除く合理的な変更や調整を行わないこと（過重な負担が生じる場合は除外）をいいます。

過重な負担が生じる場合

障がいのある人の社会的障壁を取り除くための負担が過重となる場合は、条例の差別にはあたりません。ただし、過重な負担は、個別の場面や状況に応じて総合的に判断する必要があります。また、過重な負担に当たると判断した場合はその理由を説明し、理解を得るよう努めなければなりません。

- 「過重な負担」の判断要素（例）
- 事務・事業への影響の程度（事務や事業の目的・内容・機能の維持）
 - 実現困難度（人的・体制上の制約、物理的・技術的制約、地域性）
 - 費用・負担の程度
 - 事務・事業規模
 - 財政・財務状況

合理的配慮の不提供の例

例1



聴覚障がいのある人に対して、音声だけで説明すること。

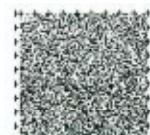
例2



視覚障がいのある人に対して、書面を読み上げて説明しないこと。

例3

知的障がいのある人に対して、わかりやすい言葉や写真、絵などを使って説明しないこと。



社会的障壁 とは？

障がいのある人が、日常生活や社会生活を営む上で障壁となる社会の事物、制度、慣行、観念などをいいます。

制度

障がいのある人にとって利用しづらい制度など

事物

障がいのある人にとって利用しづらい施設、設備など

慣行

障がいのある人を考慮しない文化、慣習など

観念

障がいのある人への偏見、無理解など

社会的障壁の具体例



道路の段差

3cm程度の段差でも、車いすは進めません。

⇒考えられる合理的配慮の例
・車いすを持ち上げ、段差を乗り越える。



書類

難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。

⇒考えられる合理的配慮の例
・わかりやすい文章を作成し、渡す。



ホームページ

すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。

⇒考えられる合理的配慮の例
・画像を電子データ(テキスト形式)にする

合理的配慮の好事例



災害時、聴覚障がいのある人が避難所にいる場合、文字情報など音声以外の方法で情報を伝えること。



高いところにあるパンフレット等を取って渡すこと。

視覚障がいのある人に対して、会議資料を電子データで提供すること。



相談体制と助言・あっせん、勧告、公表の仕組み

さべつ う ぱあい 差別を受けた場合などには、誰でも専門の窓口で相談することができます。

そだん かいけつ ばあい じょげん かんこく こうひょう ほうほう
相談により解決しない場合、助言・あっせん、勧告、公表などの方法によ
り解決を図ります。

1

しょう ひと
障がいのある人または
かぞく しんしゃ みんかんじょぎょうしゃ
その家族、支援者、民間事業者



2

せんもん そだんまじきち
専門の相談窓口

(相談機関：障がい福祉課、基幹相談支援センター)



かいけつ お
解決に向けた
はな 話し合い・
ちようせい 調整

3

さべつ かん そうだん そうだん き かん ちょうせい かいけつ はか
差別に関する相談で相談機関の調整により解決が図られない
しちょう じょげん もと
ときは、市長に助言・あっせんを求めるることができます。



さべつ う しょう
差別を受けた障がい
ひと のある人、またはそ
の家族、支援者
さべつ おこな
差別を行ったとされ
る事業者

じょげん あっせんの申し立てをすることができる

さべつ かん そうだん そうだん
差別に関する相談で相談
きかん ちょうせい かいけつ
機関の調整により解決が
はか 図られないとき



**かいけつ
解 決**



し 市 長

じょうきゅう ひつよう みると ばあい じょげん・
調査により、必要があると認める場合、助言・
あっせんについて審議を求める

し 市 長

じょうきゅう
を行ふ
助言・あっせん

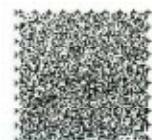
ひじょう あくしつ さべつ ばあい じょげん
非常に悪質な差別の場合で、助言・
あっせんに従わないとき



じょうせい い いんかい
調整委員会

じょげん じょげん
助言・あっせんの必要性について建議する

し 市 長
かんこく こうひょう
市長による勧告・公表



専門の相談窓口

※平成28年4月1日以降に設置されます

新潟市役所 障がい福祉課

TEL 025-226-1248 / FAX 025-223-1500

新潟市中央区学校町通1番町602番地1
受付時間 月曜～金曜 午前8時30分から午後5時30分

【土曜・日曜、祝祭日、年末年始は休み】

基幹相談支援センター中央

TEL 025-248-7171 / FAX 025-385-7931

新潟市中央区八千代1-3-1 新潟市総合福祉会館1階
受付時間 火曜～土曜 午前8時30分から午後5時15分

【日曜・月曜(祝祭日にあたる場合はその翌日)、祝祭日、年末年始は休み】

基幹相談支援センター 東

TEL 025-250-2315 / FAX 025-250-7706

新潟市東区下木戸1-4-1 東区役所1階
受付時間 月曜～金曜 午前8時30分から午後5時30分

【土曜・日曜、祝祭日、年末年始は休み】

基幹相談支援センター 西

TEL 025-264-7468 / FAX 025-378-3342

新潟市西区寺尾東3-14-41 西区役所3階
受付時間 月曜～金曜 午前8時30分から午後5時30分

【土曜・日曜、祝祭日、年末年始は休み】

基幹相談支援センター 秋葉

TEL 0250-25-5661 / FAX 0250-47-7106

新潟市秋葉区程島2009番地 秋葉区役所2階
受付時間 月曜～金曜 午前8時30分から午後5時30分

【土曜・日曜、祝祭日、年末年始は休み】



新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例

お問い合わせ



新潟市福祉部障がい福祉課

電話：025-226-1248 ファックス：025-223-1500

メール：shogai.wl @city.niigata.lg.jp

